

財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり、一般競争入札により契約を締結するので公表する。

令和7年6月2日

地方独立行政法人青森県産業技術センター
理 事 長 坂田 裕治

- 1 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地、建物の売却
(物件番号1及び物件番号3は、土地、建物の一括売却となります。)

物件番号	物件所在地	登記地目	現況地目	面積(m ²)	予定価格(円)
1	十和田市大字相坂字相坂				土地
	182番	畑	畑	557.00	8,885,476
	183番3	田	田	8,000.00	
	184番1	畑	田	5,107.00	
	185番	畑	田	3,093.00	
	188番1	畑	畑	2,240.00	
	190番1	畑	畑	3,142.00	
	194番	畑	田、畑	7,181.00	
	195番1	畑	畑	3,162.00	
	196番	畑	畑	1,349.00	
	199番1	畑	田、畑	5,294.00	
	199番4 (堆肥舎)	宅地 (建物)	宅地	534.27 (97.20)	
	287番1	公衆用道路	雑種地	482.00	
	179番8	畑	田	1,222.00	
	179番9	畑	田	691.00	
	179番21	雑種地	田	1,753.00	
	179番26	雑種地	畑	834.00	
	179番27	雑種地	田	1,251.00	
	179番28	雑種地	畑	300.00	
	179番29	雑種地	畑	3,449.00	
※物件番号1の北側農地、宅地部分となります。				(土地) 19筆 49,641.27 (建物) 1棟 97.20	

物件番号	物件所在地	登記地目	現況地目	面積(m ²)	予定価格(円)
2	十和田市大字相坂字長漕 120番2 122番1 123番 124番2 128番	田 田 田 田 田	田 田 田 田 田	581.00 1,172.00 4,008.00 1,158.00 17,091.00 (土地) 5筆 24,010.00	土地 1,360,000

物件番号	物件所在地	登記地目	現況地目	面積(m ²)	予定価格(円)
3	十和田市大字相坂字相坂 183番1 184番3 187番1 188番5 189番 190番2 287番2 ※物件番号1の南側宅地部分が主となります。	宅地 宅地 宅地 宅地 宅地 宅地 宅地 公衆用道路	宅地 宅地 宅地 宅地 宅地 宅地 宅地	3,539.87 3,424.27 3,651.49 936.77 820.00 1,503.18 132.00 (土地) 7筆 14,007.58 (建物) 24棟 3,282.62	17,834,800 (内訳) 土地 12,504,800 建物(税抜) 5,330,000

2 入札に参加する者に必要な資格及び条件

(1) 物件番号1及び物件番号2の一般競争入札は、個人、法人を問わず事前に十和田市農業委員会に農地法第3条許可申請の手続を行い買受適格者証明書の発行を受け、かつ、別紙「建物等宅地部分の利用目的」(物件番号1に限る。)を提出された方で、次のいずれかに該当する方を除き参加することができます。

- 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 破産者で復権を得ない者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

※【十和田市農業委員会受付締切日 令和7年6月30日(月)】

(2) 物件番号3の一般競争入札については、参加する条件として、買受適格者証明書の発行を求めませんが、別紙「建物等宅地部分の利用目的」を提出いただき、その内容が地域の活性化等に資すると判断された方が参加することができます。

3 入札参加申込みに必要な書類

- (1) 一般競争入札参加申込書（様式1）
- (2) 身分を証する書類
 - ・個人の場合 住民票抄本（マイナンバーの記載がないもの）
 - ・法人の場合 役員等一覧（様式2）及び法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）
 - ・連名による申込の場合は、構成者全員分の身分を証する書類が必要。
- (3) 農地法第3条に係る買受適格者証明書の写し
（物件番号1及び物件番号2を希望する方は必要）
- (4) 別紙「建物等宅地部分の利用目的」
（物件番号1及び物件番号3を希望する方は必要）

4 入札参加申込みの受付等

- (1) 申込受付期間 令和7年7月22日（火）午前9時から
令和7年8月8日（金）午後3時まで（必着）
- (2) 申込先等 下記の間合せ先まで持参又は郵便（簡易書留：必着）
- (3) 申込者への入札参加通知
上記3の書類審査後、問題がない場合は入札に必要な関係書類を送付します。

5 入札の方法等

- (1) 受付期間 令和7年8月18日（月）午前9時から
令和7年8月29日（金）午後3時まで（必着）
- (2) 受付先等 次ページの間合せ先まで持参又は郵便（簡易書留：必着）
- (3) 開札日時 令和7年9月8日（月）午後1時から
- (4) 開札場所 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字柳沢91
地方独立行政法人青森県産業技術センター 野菜研究所
電話 0176-53-7171

※ 物件番号順に開札し、落札者を決定します。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、入札額(税抜)の100分の5以上に相当する金額
- (2) 契約保証金は、契約額(税込)の100分の5以上に相当する金額
なお、納付済みの入札保証金を契約保証金に充当することができます。

7 契約の締結

落札決定の日から7日以内とします。ただし、落札者からの申し出により契約締結の延期の承認を与えたときは、この限りではありません。

なお、契約締結後、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の許可を受けなければなりません。許可を受けなかったときは、売買契約が無効となります。
（停止条件付売買契約）

8 売買代金の納付

売買代金は、農地法許可取得後30日以内に納付することとし、売買代金と納付済みの契約保証金との差額を一括納付することとします。

9 所有権の移転等

(1) 売買物件の所有権

売買物件の所有権は、売買代金が完納されたときに移転するものとし、所有権が移転したときに売買物件の引渡しが行なわれたものとします。

(2) 所有権の移転登記

所有権の移転登記は、落札者が行うこととし、移転登記に係る登録免許税や住所証明書などの登記に要する費用は、落札者の負担とします。

10 その他

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の入札、及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

(2) 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地を確認してください。

現地説明会 令和7年6月10日(火) 午後1時～

令和7年6月24日(火) 午後1時～

現地説明会に参加される方は、前日午後3時までにご連絡願います。

連絡先 地方独立行政法人青森県産業技術センター 農林総合研究所

総務調整室(2階) 電話 0172-52-4346

(3) その他詳細については、「農林総合研究所旧藤坂稲作部売却に係る入札案内書」を確認してください。

【問合せ先】

〒036-0522

青森県黒石市田中82-9

地方独立行政法人青森県産業技術センター 農林総合研究所

総務調整室(2階) 電話 0172-52-4346

メールアドレス nou_souken@aomori-itc.or.jp